

入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 28 年 7 月 29 日

独立行政法人日本スポーツ振興センター

契約担当役 理事長 大 東 和 美

1 工事概要

- (1) 工事名 国立スポーツ科学センター施設整備工事
(JISS 本館出入口自動ドア等改修工事)
- (2) 工事場所 東京都北区西が丘三丁目 15 番 1 号他
- (3) 工事概要 既存建具を自動ドア化及び引き戸にする
建具改修工事
- (4) 履行期限 平成 29 年 2 月 28 日まで
- (5) 本工事は「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」
について記述した、競争参加資格確認申請書(以下「申請
書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」とい
う。)を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価
して落札者を決定する「実績評価型総合評価落札方式」を
実施する工事である。
- (6) 本工事は「建設工事にかかる資材の再資源化等に関す
る法律(平成 12 年法律第 104 号)に基づき、分別解体等及
び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付け
られた工事である。
- (7) 本工事においては、申請書及び資料の提出、入札等
を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システ
ムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式
に代えることができる。

2 競争参加資格

- (1) 独立行政法人日本スポーツ振興センター契約事務
取扱規程(平成 15 年度規程第 49 号)第 2 条及び第 3
条の規定に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省における「一般競争参加者の資格」(平
成 13 年 1 月 6 日文部科学大臣決定)第 1 章第 4 条で
定めるところにより格付けした建築一式工事に係る平
成 27・28 年度の B, C 又は D 等級の認定を受けてい
ること(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき
更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再
生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開
始の申立てがなされている者については、手続開始
の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けている
こと。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなさ
れている者又は民事再生法に基づき再生手続開始
の申し立てがなされている者(上記(2)の再認定を受け
た者を除く。)でないこと。
- (4) 平成 13 年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完
了した、特定防火設備を含む自動引き戸を新設若しく
は改修にて施工した実績を有すること。(共同企業体
の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場

合のものに限る。)

- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者
を当該工事に専任で配属できること。
 - ① 1 級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を
有するものであること。なお、「これと同等以上の資格を
有する者」とは、次の者をいう。
 - ・ 1 級建築士の資格を有する者。
 - ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大
臣が認定した者。
 - ② 平成 13 年度以降に、上記 2(4)に掲げる工事の経験
を有する者であること。
 - ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格証及び監理
技術者講習修了証を有する者であること。なお、配置
予定の監理技術者には直接的かつ恒常的な雇用関
係が必要であるため、その旨を明示することができる
資料を求めることがあり、その明示がなされない場合
は入札に参加できないことがある。
- (6) 申請書提出期限の日から開札の時までの期間に、文
部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等
の措置要領」(平成 18 年 1 月 20 日付け 17 文科施第
345 号文教施設企画部長通知)に基づく指名停止を受
けていないこと。また、「独立行政法人日本スポーツ振興
センター競争参加者の資格等に関する細則」(平成 15 年
度細則第 35 号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 当該工事に係る設計業務等の受託者(協力を受ける
他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。)及び
監理業務の受託者(受託予定者を含む。)又は当該受託
者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建
設業者でないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関
係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべて
が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除
く(入札説明書参照。))。
- (9) 東京都、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、神
奈川県又は山梨県内に建設業法に基づく本店、支店又
は営業所が存在すること。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建
設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注
工事等からの排除要請があり、当該状態が継続してい
る者でないこと。
- (11) 入札説明書の交付を受けた者であること。
- (12) 設計図書を購入した者であること。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・
社会性」並びに「価格」をもって入札に参加し、次のア、イ
の要件に該当する者のうち、下記 3(2)③によって得られ
る数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者
とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によ
っては、その者により当該契約の内容に適合した履行が
なされないおそれがあると認められるとき、又はその者と
契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととな

るおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 評価値が、標準点を予定価格で除した数値(基準評価値)に対して下回らないこと。

② 上記3(1)①において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじを引かせて落札者を決定する。

(2)総合評価の方法

①「標準点」を100点「加算点」を最高27点とする。

②「加算点」の算出方法は、下記3(3)①及び②の評価項目ごとに評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。

③ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記3(2)②によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

(3)評価項目

評価項目は、以下のとおりとする(詳細は入札説明書による。)

① 企業の技術力

- ・企業の施工能力
- ・配置予定技術者の能力

② 企業の信頼性・社会性

- ・法令遵守(コンプライアンス)
- ・地域精通度
- ・地域貢献度

4 入札手続等

(1) 担当部署

独立行政法人日本スポーツ振興センター
財務部調達管財課
〒107-0061 東京都港区北青山二丁目8番35号
電話 03-5410-9140

受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで

(2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

本公告の日から平成28年8月10日まで上記4(1)の場所にて交付する。

入札説明書の交付に当たっては無料とする。

(3) 申請書及び資料の提出期限、場所及び方法

平成28年8月1日から平成28年8月10日までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は持参、郵送又は託送すること(書留郵便等配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。以下「郵便等」という)

(4) 入札書及び工事費内訳書の受領期限

入札書は、平成28年8月25日から平成28年9月1日12時00分までに、電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は上記4(1)に持参すること(郵送による提出は認めない。)

(5) 開札の日時及び場所

平成28年9月2日14時00分

独立行政法人日本スポーツ振興センター

本部事務所プロジェクトルーム(B棟1階)(電子入札システム)において行う。

〒107-0061 東京都港区北青山二丁目8番35号

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

免除。

(3) 契約保証金

納付(有価証券等の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。)。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上とする。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載を行った者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最高の評価値をもって入札した者を落札者とする。

(6) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

(7) 契約書作成の要否 要。

(8) 関連情報を入手するための照会窓口

上記4(1)に同じ。

(9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札のときにおいて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(10) 詳細は入札説明書による。